

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第3区分
 【発行日】令和4年9月14日(2022.9.14)

【国際公開番号】WO2020/053520
 【公表番号】特表2022-503669(P2022-503669A)
 【公表日】令和4年1月12日(2022.1.12)
 【年通号数】公開公報(特許)2022-004
 【出願番号】特願2021-513196(P2021-513196)
 【国際特許分類】

10

C 0 8 L 23/16(2006.01)
 C 0 8 K 3/04(2006.01)
 C 0 8 K 3/06(2006.01)
 C 0 8 K 5/44(2006.01)
 C 0 8 K 5/40(2006.01)
 B 6 0 C 1/00(2006.01)

【F I】

C 0 8 L 23/16
 C 0 8 K 3/04
 C 0 8 K 3/06
 C 0 8 K 5/44
 C 0 8 K 5/40
 B 6 0 C 1/00 A

20

【手続補正書】

【提出日】令和4年9月6日(2022.9.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

30

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

トレッドを含むタイヤであって、転動する地面への接触が意図される部分であるトレッドが、少なくとも、高飽和ジエンエラストマーと、カーボンブラックを含む補強用充填剤と、硫黄及び加硫促進剤を含む加硫系とをベースとするゴム組成物から全体的又は部分的になり、

- 前記高飽和ジエンエラストマーが、コポリマーのモノマー単位の少なくとも70mol%となるエチレン単位を含むエチレンと1,3-ジエンとのコポリマーであり、

- 前記ゴム組成物中の前記高飽和ジエンエラストマーの含有量が少なくとも80phrであり、

40

- 前記ゴム組成物中の前記カーボンブラックが、前記補強用充填剤の60質量%を超え、

- 前記ゴム組成物中の前記カーボンブラックの含有量が25phr~55phrの間であり、

- 前記ゴム組成物中の硫黄の含有量が1phr未満であり、

- 前記ゴム組成物中の前記硫黄含有量と前記加硫促進剤の量との間の質量比が1未満であり、

- 前記加硫促進剤が、一次促進剤、又は一次促進剤と二次促進剤との混合物であり、

- 前記質量比は、phrの単位で表される含有量及び量から計算される、

前記タイヤ。

50

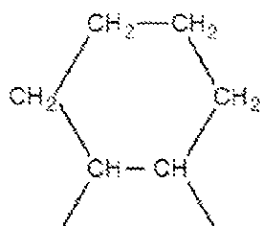
【請求項 2】

前記 1, 3 - ジエンが 1, 3 - ブタジエンである、請求項 1 に記載のタイヤ。

【請求項 3】

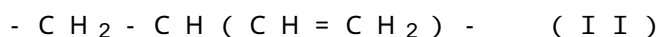
前記高飽和ジエンエラストマーが、式 (I) の単位若しくは式 (II) の単位、又は式 (I) 及び式 (II) の単位を含む、請求項 1 又は 2 に記載のタイヤ。

【化 1】



(I)

10



【請求項 4】

前記高飽和ジエンエラストマーが統計的である、請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載のタイヤ。

【請求項 5】

前記ゴム組成物中の前記硫黄含有量と加硫促進剤の量との間の質量比が 0.7 以下である、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載のタイヤ。

20

【請求項 6】

前記一次促進剤が、スルフェンアミドである、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載のタイヤ。

【請求項 7】

前記加硫促進剤が、一次促進剤、又は一次促進剤と二次促進剤との混合物であり、前記二次促進剤が、チウラムジスルフィドである、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載のタイヤ。

【請求項 8】

前記一次促進剤が、N - シクロヘキシル - 2 - ベンゾチアジルスルフェンアミドであり、前記二次促進剤が、テトラベンジルチウラムジスルフィドである、請求項 7 に記載のタイヤ。

30

【請求項 9】

前記加硫促進剤が、一次促進剤、又は一次促進剤と二次促進剤との混合物であり、前記ゴム組成物中の二次促進剤の量と加硫促進剤の量との間の質量比が 0.5 未満、前記質量比が p h r の単位で表される量から計算される、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載のタイヤ。

【請求項 10】

カーボンブラックが、前記補強用充填剤の 85 質量%を超える、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載のタイヤ。

40